

ふるさと伊予市を
応援してください

～市外にお住まいの親せきや
知人にお知らせください～



平岡地区の桜



漆地区の梅



国産地区の菜の花

伊予市ふるさと納税制度

ふるさと納税制度とは

納税者が選択する地方自治体「ふるさと」に貢献したい、応援したいという思いを生かすことができる寄附金制度「ふるさと納税」です。「ふるさと納税」のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

寄附金の使いみち

伊予市は、自立を目指す多様な地域が交流し共生するふるさとづくりのため、第1次伊予市総合計画により、「ひと・まち・自然が出会う郷(くに)」を将来像とし、その実現に向け積極的に施策を推進しています。皆さんからいただいた寄附金は、その将来像に向かって、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に、大切に使用させていただきます。

寄附の方法

(1) 寄附金を納入するためには、まず、寄附申出書を提出していただきます。郵便・ファックス・電子メールのいずれかの方法で下記の寄附申出先まで提出願います。電子メールで申し出の場合は、件名に「ふるさと納税申出」とご記入ください。

※寄附申出書は、伊予市ホームページからダウンロードできます。(http://www.city.iyo.ehime.jp/sec/hurusato/index.html)

(2) 寄附申出書の希望する納入方法に従い、寄附の案内をさせていただきます。

① 市が発行する納付書による指定金融機関等での振込(振込手数料不要)

銀行…伊予銀行・愛媛銀行・広島銀行

金庫…愛媛信用金庫

農協…えひめ中央農業協同組合

② 郵便局で市が発行する納付書(郵便払込取扱票)での払込(払込手数料不要)

③ これ以外の金融機関から市が指定する口座への振込(振込手数料が必要)

④ 現金書留による払込(郵送料は、自己負担)

⑤ 現金払(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時30分に、伊予市総務部企画財務課、又は、中山・双海地域事務所地域振興課でお受けいたします。)

(3) 寄附金の受領を証明する書類を郵送します。

※税金の控除を受けるための確定申告に必要ですので、大切に保管してください。

ご注意ください

伊予市は、皆さんからの「ふるさと納税」をお受けするにあたり、「寄附申出書」の提出のない方に、払込案内を行うことはありませんので、寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。

寄附の申出先・問い合わせ

伊予市総務部企画財務課

〒799-3193 伊予市米湊820番地

☎ 982-1111(内線515)

☎ 983-3681

Eメール kikaku-zaimu@city.iyo.lg.jp

ふるさと納税第1号 ありがとうございました

8月22日、東京都在住の城戸 善浩氏から、ふるさと納税制度を利用した第1号のご寄附がありました。

いただいた寄附金は、市の施策に大切に活用させていただきます。

ありがとうございました。